

## **[事案 28-38] 契約無効等請求**

・平成 29 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由として、既払込保険料の返還等を求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

A 保険会社との間で、平成元年 12 月に終身がん保険（別契約①）を締結し、平成 6 年 12 月にも終身がん保険（別契約②）を締結した。さらに、平成 11 年 3 月に、B 保険会社との間で、定期特約付終身保険（別契約③）を締結した。その後、C 保険会社との間で、平成 26 年 4 月に入院保険（契約①）を、同年 5 月にがん保険（契約②）を締結した。そして、同年 4 月に別契約③を解約し、同年 7 月に別契約①および別契約②を解約した。また、平成 27 年 5 月に契約①および契約②を解約した。

以下の理由により、①別契約③を元に戻すか、もしくは 150 万円の支払い、または、別契約③と同等の契約を C 保険会社と締結したうえで、別契約③との差額保険料の支払い、②慰謝料として 30 万円の賠償、③契約①および契約②を無効としたうえで、各既払込保険料の返還を求める。

- (1) C 保険会社の代理店である募集人は、各契約の募集に際して、各契約および各別契約の保障内容の違いやメリット・デメリット等について説明しなかった。
- (2) 募集人は、当初から乗換を勧めようという意図が明白で、自分が既契約についての説明を希望していても、強引に乗換に誘導した。
- (3) 別契約①および別契約②は不利な時期に解約させられ、解約の必要はなかった。
- (4) 別契約③は利率のよいもので、解約の必要の全くないものであった。
- (5) 契約後、募集人は「前納した保険料は解約しても返金されない」などと虚偽の説明をしたため、契約①および契約②の解約の時期が遅れた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、各契約の保障内容等について、設計書・パンフレット等を示して十分な説明をした。契約内容は申立人の意向に沿ったものであり、募集人は不適切な募集行為を行っていない。
- (2) 別契約①および別契約②の解約返戻金等についても説明し、別契約③については、詳細な内容が不明であったので、契約した保険会社に問い合わせ確認をしたうえで、見直しを検討してほしいと告げた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の募集行為に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の募集行為に不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規

程第 37 条にもとづき手続を終了した。